



当院では、**2027年2月より、完全に院外処方箋(処方せん)に移行します。**

外来で診察を受けられる患者さんは原則としてすべて院外処方となります。

処方せんを保険薬局にお持ちいただき薬をお受けくださいますようお願いいたします。



### 処方せんの有効期限

処方せんの **有効期限は発行日を含めて4日**と定められています。

当院の発行する処方せんには、有効期限の日付を記載しておりますので、有効期限内に処方せんを保険薬局へお持ちください。有効期限が切れた場合、再発行には医師の診察が必要になります。この場合の診察料は実費となりますのでご注意ください。



### 処方せんの受付について

保険薬局で処方せんを受け付けています。保険薬局では薬剤師が処方せんの指示通りにお薬を調剤してお渡します。この方式を院外処方せん発行による医薬分業といいます。



### 医薬分業のメリットとデメリット

#### — メリット —

- ・ 最寄りの保険薬局を選択できます。選択した薬局を「かかりつけ薬局」とすることができます。
- ・ 「かかりつけ薬局」では複数の医療機関の処方せんについて患者個人の「薬歴管理」をしてもらえます。薬歴管理によりお薬の相互作用(飲み合わせ)や同じ作用の重複投与を防ぐことができます。
- ・ お薬の服用にあたり、今まで以上に作用や飲み方の詳しい説明を受けることができます。
- ・ 処方せんの有効期間は、処方せんの発行日を含め4日間ありますので、処方せんの提出やお薬の受け取りは、ご都合の良い時に、あるいは代理の方でも差し支えありません。

#### — デメリット —

- ・ 病院と保険薬局の両方に足を運んでいただくことになります。
- ・ 医薬分業により利点が今まで以上に増す分だけ、料金の負担が少し高くなります。
- ・ 院外処方せんの発行につきましては、医薬分業を推進している厚生労働省の基本政策でもあり、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。



和歌山市内薬局一覧はこちら↓

(和歌山市薬剤師会 薬局一覧リンク [https://wcpa.server-shared.com/pharmacy\\_map/index.html](https://wcpa.server-shared.com/pharmacy_map/index.html))

自立支援医療制度対応薬局 等につきまして

ご不明な点がございましたら、主治医・窓口スタッフへお気軽にご相談ください。

